

第2次山梨県再犯防止推進計画の素案（概要）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせるやまなしの実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合かつ計画的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

- ・再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」
- ・「山梨県総合計画」の部門計画

3 計画の期間

・令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 再犯防止を取り巻く状況

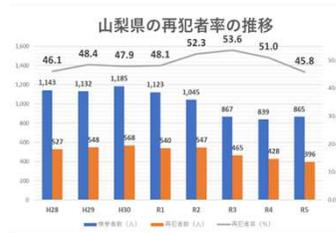
1 国における第2次再犯防止推進計画の方向性

- ・犯罪をした者等の生活の安定を図り、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」実施する
- ・就労や住居の確保のための支援の強化、犯罪をした者等の相談拠点及び民間協力者を含めた地域支援連携拠点を構築する
- ・地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にする

2 本県における犯罪の発生状況



認知件数は近年増加している



再犯者率は50%程度で推移

3 矯正施設に関する入所者等の状況

4 更生保護に関する状況

5 再犯防止の推進に関する県民の意識

- ・県民アンケートでは、再犯防止推進計画を「知らない」が90%超、関係団体の活動を「知らない」が約20%であった。

6 第1次計画での課題と第2次計画の方向性

(課題)

- ・本計画や再犯防止に関する支援策・活動に対する認知度が低い
- ・国・自治体・民間協力者等が連携した持続可能な支援が必要
- ・地域の取り組みが限定的で、支援の裾野が広がっていない

(方向性と新たな取り組み)

- ・県民の理解促進等のための情報発信の強化
→ 県が行う広報啓発に関係団体の活動等も取り込み深化させる
- ・支援対象者への安定した支援の提供
→ 支援対象者への支援機関等の取り組みの情報発信や相談窓口の整備等を行う
- ・市町村の取り組みの促進
→ 研修会等を開催し、市町村の理解促進・人材育成を進める

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

- ・立ち直りを支える社会の実現

2 基本方針

- ・県民の理解促進・関心の醸成
- ・立ち直しに向けた効果的な支援の充実
- ・関係機関等との連携強化

3 施策の体系

(第4章 具体的な施策を参照)

4 推進体制等

- ・再犯防止推進会議（関係機関の連携）
- ・庁内連携会議
- ・市町村との連携・協力（理解促進や人材育成）
- ・進行管理

成果目標 全ての満期釈放者を必要とする支援につなげる

満期釈放者のうち、身寄りがあり、帰住先が定まっている者に加え、帰住先が定まらず特に支援が必要な者について専門相談窓口を活用して支援につなぐことで、全ての満期釈放者を必要とする支援につなげる。

第4章 具体的な施策

【基本方針1】

県民の理解促進・関心の醸成

- (1) 再犯防止に対する県民の理解促進
 - a. 関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進
 - b. 民間協力者（保護司会連合会、更生保護女性連盟等）の活動の促進
 - c. 支援機関等の取り組みの情報発信の強化

【基本方針2】

立ち直しに向けた効果的な支援の充実

- (1) 就労・住居の確保
 - a. 就労に向けた相談・支援の充実
 - b. 住居の確保に向けた支援の実施
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用促進
 - a. 高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの利用支援
 - b. 依存症に関する支援の推進
- (3) 学校等と連携した非行の防止及び修学支援
 - a. 学校における児童生徒の非行の未然防止
 - b. 非行少年に対する就労・修学支援の実施
- (4) 特性に応じた効果的な支援の実施
 - a. ストーカー加害者等に対する支援の実施
 - b. 再犯リスクが高い者に対する指導・支援の促進
 - c. 支援対象者への安定した支援の提供

【基本方針3】

関係機関等との連携強化

- (1) 国・市町村・民間団体等との連携強化
 - a. 関係機関・民間協力者等とのネットワークの構築
 - b. 市町村の再犯防止推進計画策定等の取り組みへの支援
 - c. 地域支援ネットワーク構築の促進

施策の効果

・息の長い支援の実現

・施策の複合的な効果として再犯の防止に繋げる

目指すべき姿

立ち直りを支える社会の実現